

平成28年度法学部編入学試験【出題の意図】

法学概論

〔第1問〕は、いわゆる類推解釈・類推適用の手法について、その基本的理解を問うものである。(1)は、民法に関して、この手法がどのような場合にみとめられるかを、具体例をもとに説明することを求めるものである。ここでは、たとえば、民法94条2項の類推適用や民法93条ただし書の類推適用について、どのような場合にこれらが認められるのかを具体例に即して説明する必要がある。(2)においては、刑法に関して、罪刑法定主義の観点から、類推解釈の手法が禁止される旨を丁寧に説明することが求められる。

〔第2問〕は、判例において形成された「権利能力のない社団」の法理について、(1)この法理の内容(とくに団体財産の帰属形態の規律内容)と、(2)この法理が形成された理由に関する理解を問うものである。

一般教養

本問では、現代社会における「監視社会」の問題(及びその質的な変化)を扱った著作の一部を題材として、今後必要とされる基本的な読解力と、上記のような問題を考える際に求められる一般的な素養を備えているかを評価しようとした。